

# 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

## 本県の現状

- 配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する近年の相談件数は年間1,000件以上  
「外国人、障害者、高齢者等からの相談や相談内容の複雑化」
- 一時保護を行った被害者の半数以上は子どもを同伴
- 夫婦間の暴力の現場を3割近くの子どもの目撃
- DVを受けていながらも「どこ（だれ）」にも相談していない人が半数
- 精神的暴力や性的暴力もDVであるという認識が希薄
- 男女間の暴力の防止に対する主な県民ニーズは、  
「身近な相談窓口の増加」や「家庭や学校における教育」
- DV防止計画の策定市町村数は20市町村（H30.3現在）

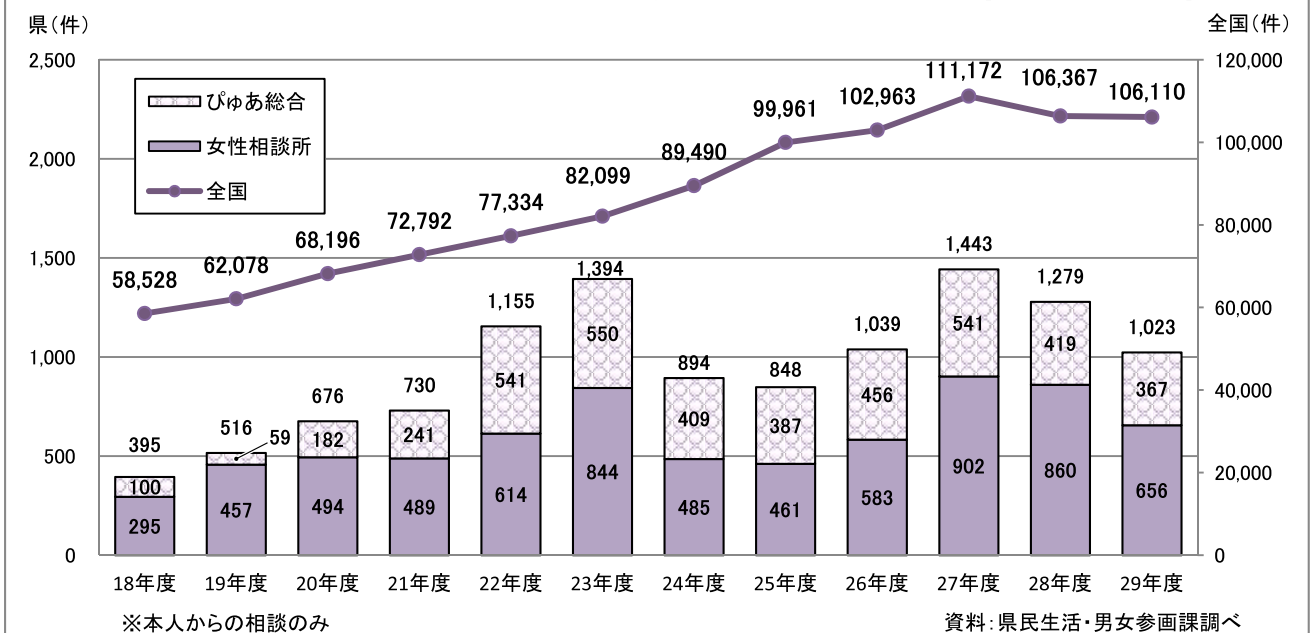
## 1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等

### (1) 相談の状況

#### ① 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県では、DV防止法に基づき、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDVに関する相談件数は、平成28年度以降、若干減少傾向にあるものの長期的には増加傾向にあり、平成26年度以降は年間1,000件超で推移しています。また、全国における推移も長期的には増加傾向にあります。〈図1〉

【図1：配偶者暴力相談支援センターにおけるDV関連相談件数（全国・山梨県）】



※件数は延べ件数、本人からの相談のみ

【図2：山梨県における相談の内訳（平成29年度）】

DVに関する被害者と加害者との関係 ※加害者との関係別構成割合(下記グラフ参照)

	合計	内訳(男女別)		内訳(加害者との関係)					
		女性	男性	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
				婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
来所	312	312	0	248	2	0	59	3	0
電話	709	702	7	579	2	19	92	14	3
その他	2	2	0	0	0	0	2	0	0
合計	1,023	1,016	7	827	4	19	153	17	3

相談者の年齢 ※年齢別構成割合(下記グラフ参照)

性別	施設名	区分/年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
女性	女性相談所	来所	1	19	61	62	28	7	3		181
		電話		44	122	99	71	22	4	106	468
	ぴゅあ総合	来所・電話	6	9	118	173	40	15	2	4	367
男性	女性相談所	来所									0
		電話				1	1			5	7
全体	全体	合計	7	72	301	335	140	44	9	115	1,023

「ぴゅあ総合」…男女共同参画推進センターぴゅあ総合

障害がある被害者からの相談

	合計	内訳(男女別)		内訳(障害内容)			
		女性	男性	知的・精神障害	身体障害		
					視覚障害	肢体不自由	その他
来所	12	12	0	5	1	5	1
電話	16	16	0	11	1	4	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	28	0	16	2	9	1

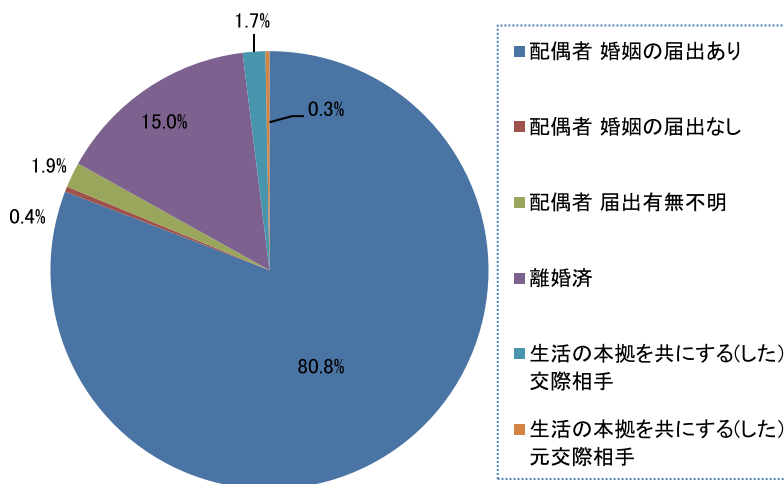
日本語が十分に話せない被害者からの相談

	合計	内訳(男女別)		内訳(言語)		
		女性	男性	タイ語	幼児語	ポルトガル語
来所	7	7	0	1	2	4
電話	6	6	0	0	2	4
その他	0	0	0	0	0	0
合計	13	13	0	1	4	8

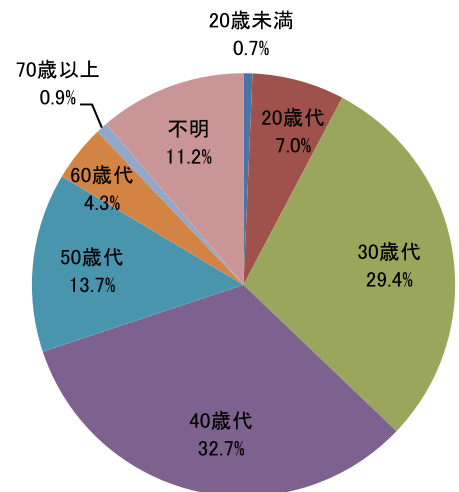
交際相手からの暴力に関する相談

合計	女性	男性	うち通報
31	31	0	2

加害者との関係別構成



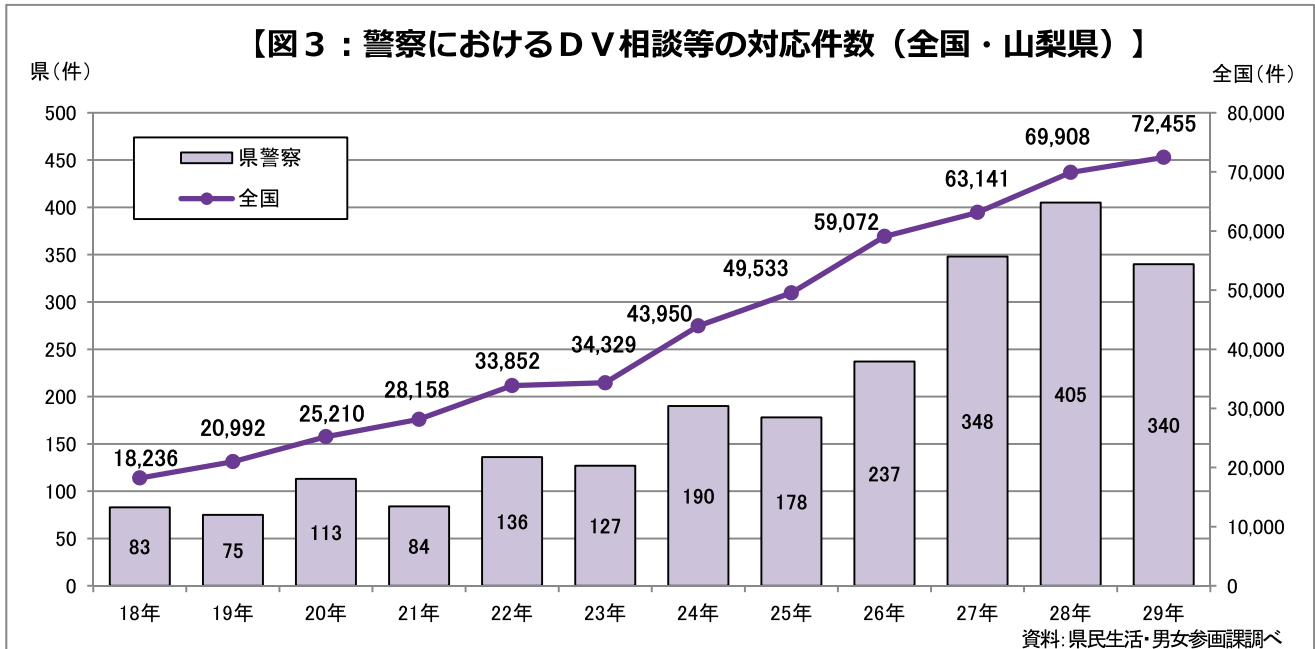
相談者の年齢別構成



資料：県民生活・男女参画課調べ

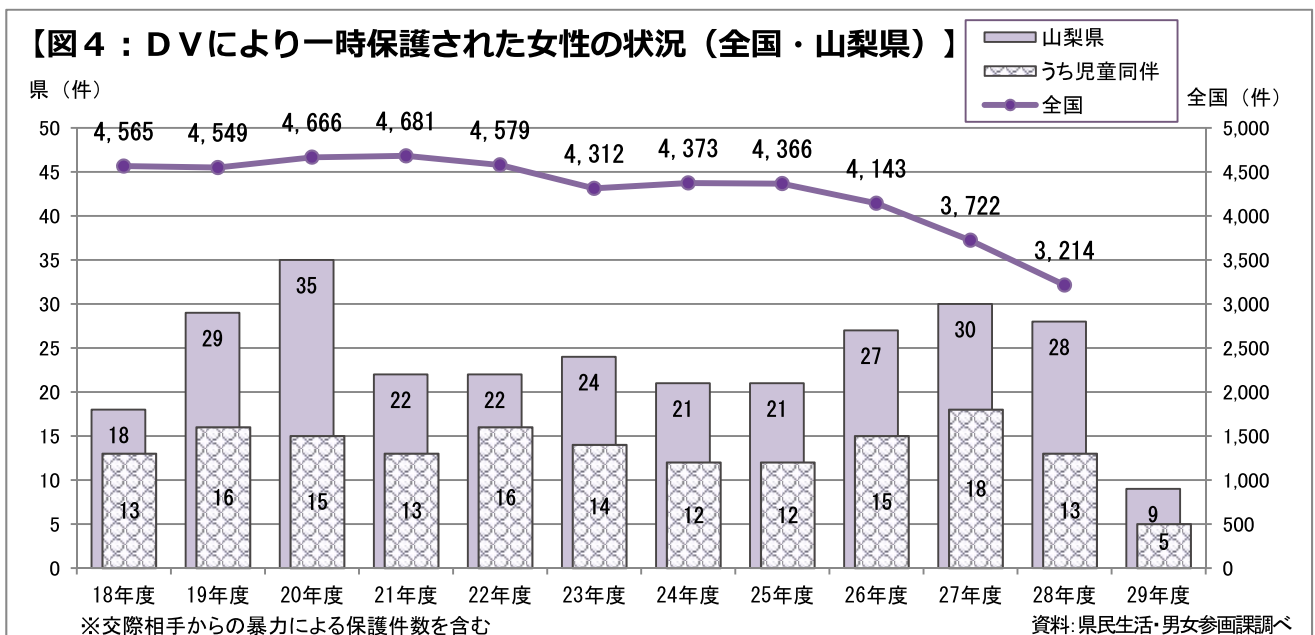
## ② 警察における対応状況

DVに関する相談等は、警察の総合相談室や各警察署でも対応しています。警察がDV等に関する相談を受け対応した件数は、平成29年は340件で前年より減少したものの、平成18年の約4倍超となっており増加傾向にあります。また、全国の警察の対応件数についても増加傾向にあります。〈図3〉



## (2) 一時保護の状況

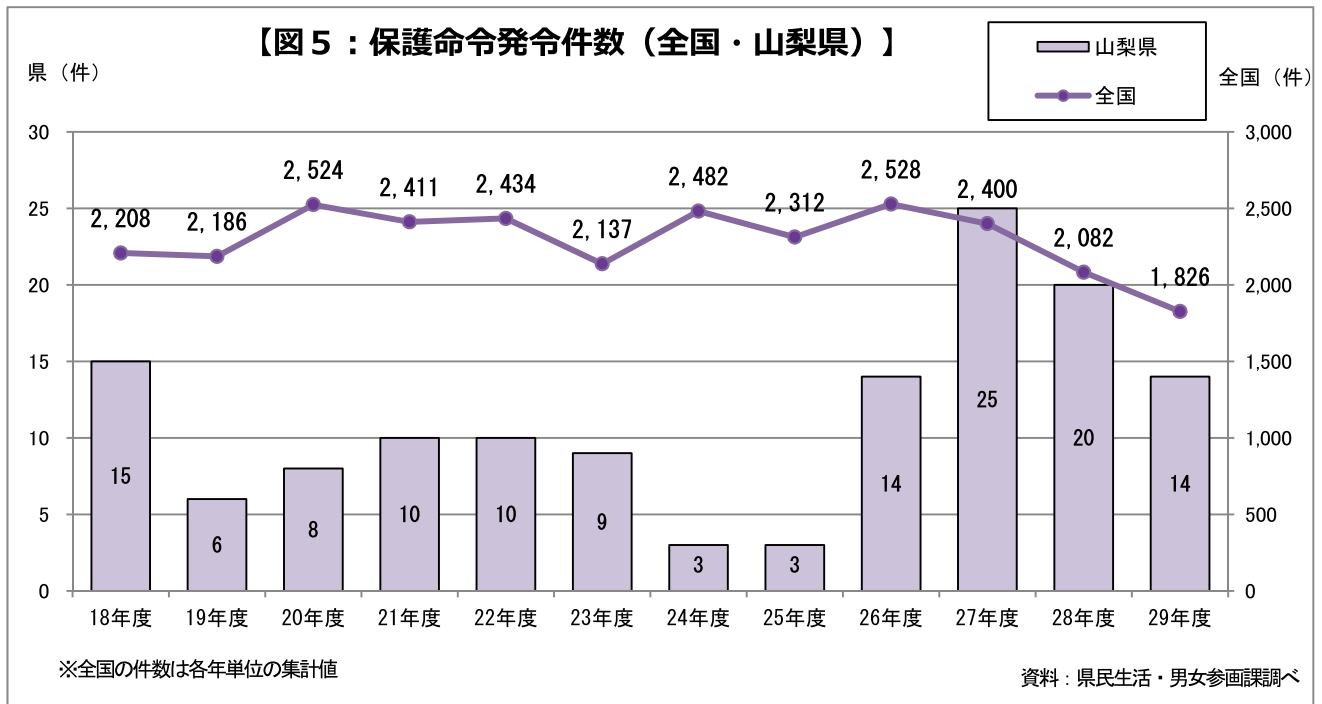
緊急に保護を必要とする場合には、被害者本人の意思に基づき、被害者及び同伴する家族の一時保護<sup>※1</sup>を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っています。近年、DVを理由とする一時保護は減少傾向にあります。子どもを同伴する割合は半数以上という傾向にあります。〈図4〉



※1 一時保護とは…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう女性相談所で一時的に行う保護です。

### (3) 保護命令の状況

甲府地方裁判所管内で出された保護命令<sup>※2</sup>件数は、平成28年度以降、減少しています。また、全国における推移も減少傾向にあります。〈図5〉



※2 保護命令とは…配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。  
保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の5つの種類があります。

## 2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識と実態等

県では、男女共同参画に関する県民意識等の実態を把握するため、「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（以下「県民意識・実態調査」という。）を5年ごとに実施しています。

### (1) 配偶者からの被害経験等

平成27年度に実施した県民意識・実態調査によると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人1,235人（女性696人、男性534人、未回答5人）のうち、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性35.5%、男性15.0%という状況にあります。また、暴力の現場を子どもが目撃していたケースは3割近く、被害者の相手方が子どもに同じような行為をしたケースも2割近くあります。〈図6〉

【図6：配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人（山梨県）】

性別	質問対象人数 (A)	DV被害の経験がある人 (B)	命の危険を感じたことがある (C)	子どもが目撃していた (D)	子どもに同じような行為をした (E)
女性	696人	247人 (35.5%)	39人 (15.8%)	70人 (28.3%)	43人 (17.4%)
男性	534人	80人 (15.0%)	9人 (11.3%)	23人 (28.8%)	15人 (18.8%)
全体	1,235人	327人 (26.5%)	48人 (14.7%)	93人 (28.4%)	58人 (17.7%)

資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

(A)：調査で既婚（事実婚含む）、離別、死別と回答した人

(B)：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）

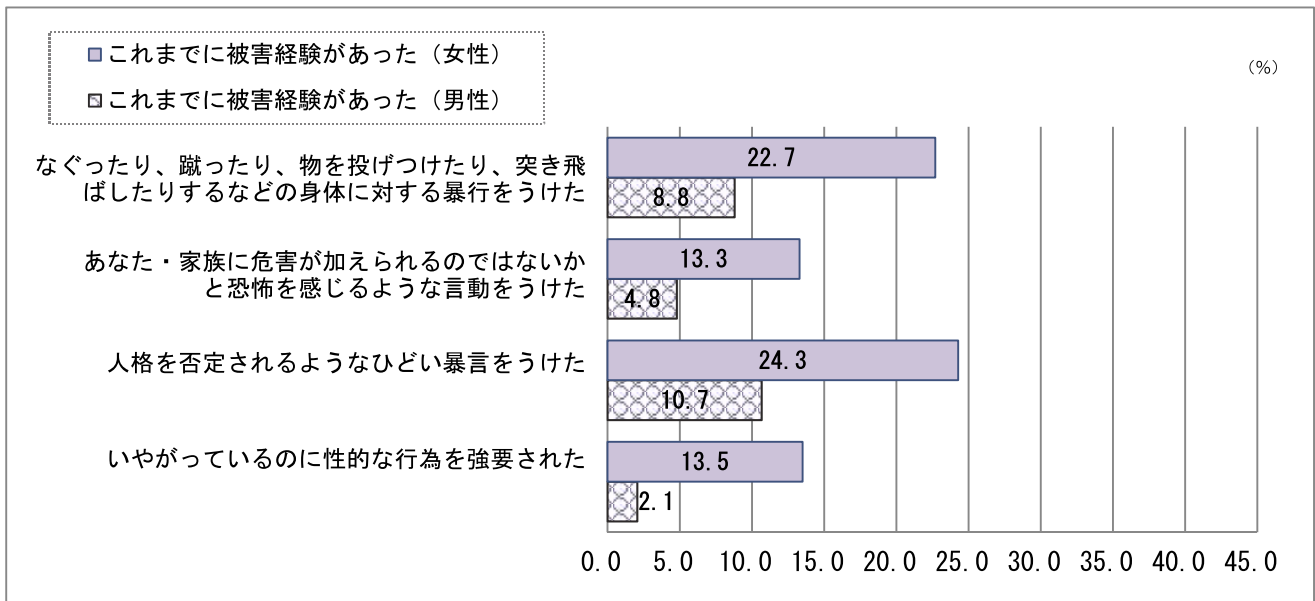
(C)：(B)欄のうち相手の行為によって命の危険を感じたことがある

(D)：(B)欄のうち行為を受けた時に18歳未満の子どもが目撃していた

(E)：(B)欄のうち、その相手が18歳未満の子どもに同じような行為をしたことがある

※質問対象人数のうち5名については性別について未回答のため、女性と男性の合計人数が全体数とは一致しない。

【図7：暴力の行為別に見た男女別被害状況】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

【図8：暴力の行為別に見た年代別被害状況】

1年以内に被害を受けたと回答した人の年代別内訳

【単位：%】

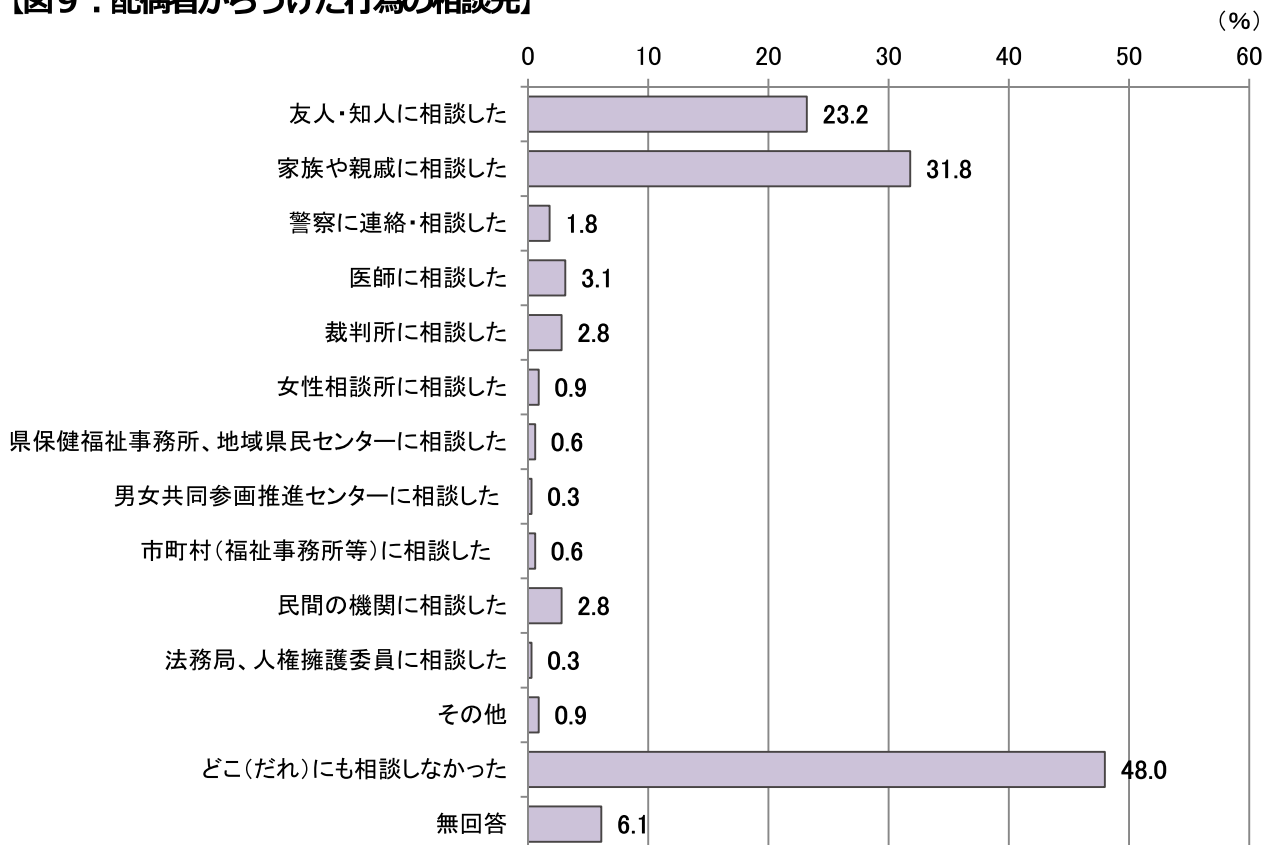
被害内容／年代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	0.0	25.5	19.6	19.6	25.5	9.8
あなた・家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	0.0	31.4	28.6	14.3	20.0	5.7
人格を否定されるようなひどい暴言を受けた	2.3	17.0	27.3	17.0	21.6	14.8
いやがっているのに性的な行為を強要された	3.3	20.0	10.0	20.0	30.0	16.7

資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

## (2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先

配偶者から受けた行為については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が48.0%と最も多いことから、いまだ潜在的な被害が多いことが伺えます。また、相談先としては「家族や親戚」に相談した人が31.8%と最も多く、ついで「友人・知人」が23.2%となっています。配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、男女共同参画推進センター）や警察等の公的機関への相談は少ない状況です。〈図9〉

【図9：配偶者からうけた行為の相談先】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

### 〈平成22年度と平成27年度の県民意識・実態調査結果の比較〉

平成22年度と平成27年度の県民意識・実態調査結果を比較すると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は減少しており、家族や親せき、友人・知人に相談した人の割合が増えています。また、身近な人以外では、医師に相談した人の割合が最も高くなっています。

〈単位：％〉

項 目	H22	H27
どこ（だれ）にも相談しなかった	55.0	48.0
家族や親せきに相談した	26.9	31.8
友人・知人に相談した	20.3	23.2
医師に相談した	2.2	3.1
裁判所に相談した	1.6	2.8
民間の機関に相談した	1.3	2.8
警察に連絡・相談した	1.3	1.8
女性相談所、県保健福祉事務所等に相談した	0.6	1.5
市町村（福祉事務所等）に相談した	0.0	0.6
男女共同参画推進センターに相談した	0.0	0.3
法務局、人権擁護委員に相談した	0.0	0.3
その他	0.9	0.9
無回答	7.8	6.1

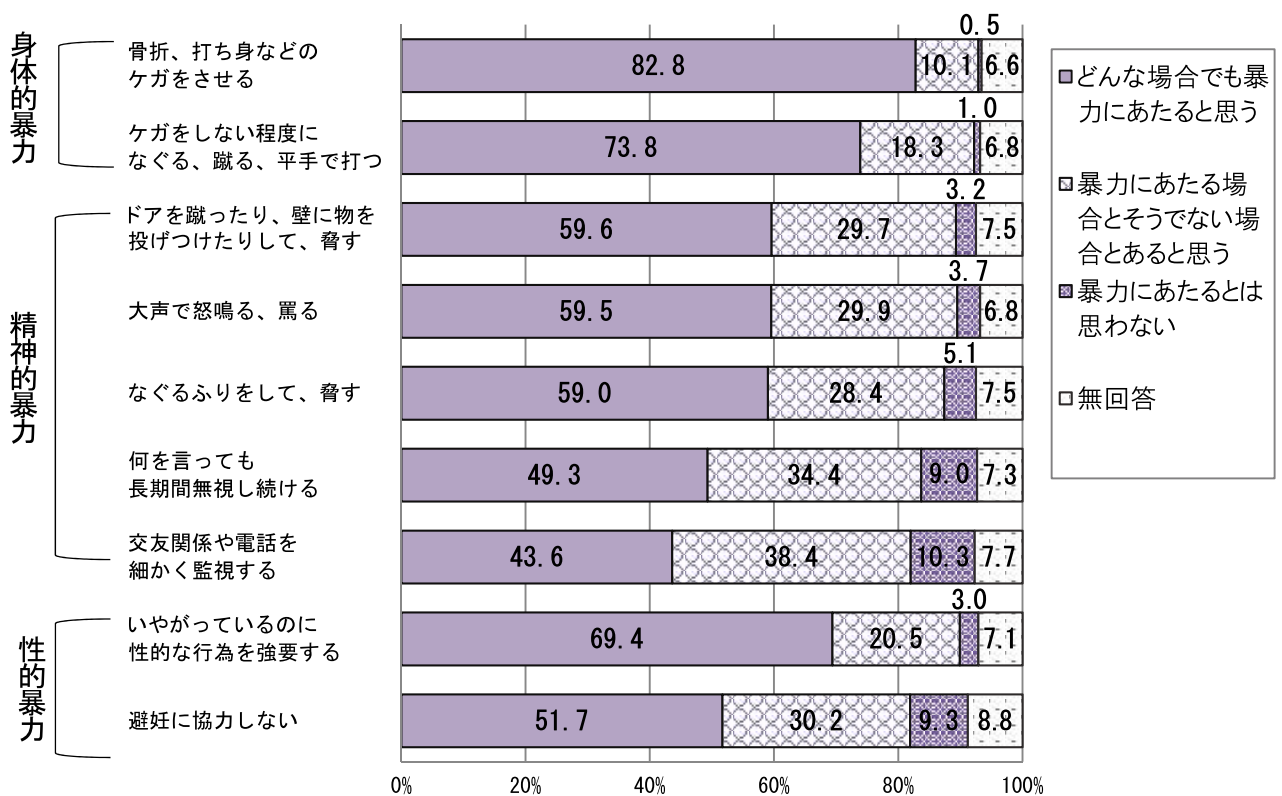
資料：県民生活・男女参画課「平成22年度、平成27年度県民意識・実態調査」



### (3) 配偶者からの暴力に関する認識

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、70%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が50%に達していない状況です。精神的暴力、性的暴力については身体的暴力に比べて暴力であるという認識が低いなど、暴力の種類によって暴力に対する認識に差があります。〈図10〉

【図10：夫婦間の暴力と認識される行為について】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

### 〈平成22年度と平成27年度の県民意識・実態調査結果の比較〉

平成22年度と平成27年度の県民意識・実態調査結果を比較すると同様の傾向がうかがえますが、「F：避妊に協力しない」、「G：何を言っても長期間無視し続ける」、「H：交友関係や電話を細かく監視する」などについては、暴力にあたると思わない人が10%程度おり、少しずつその割合は減少しているものの、精神的暴力や性的暴力に関しては暴力としての認識が低い傾向にあります。

〈単位：％〉

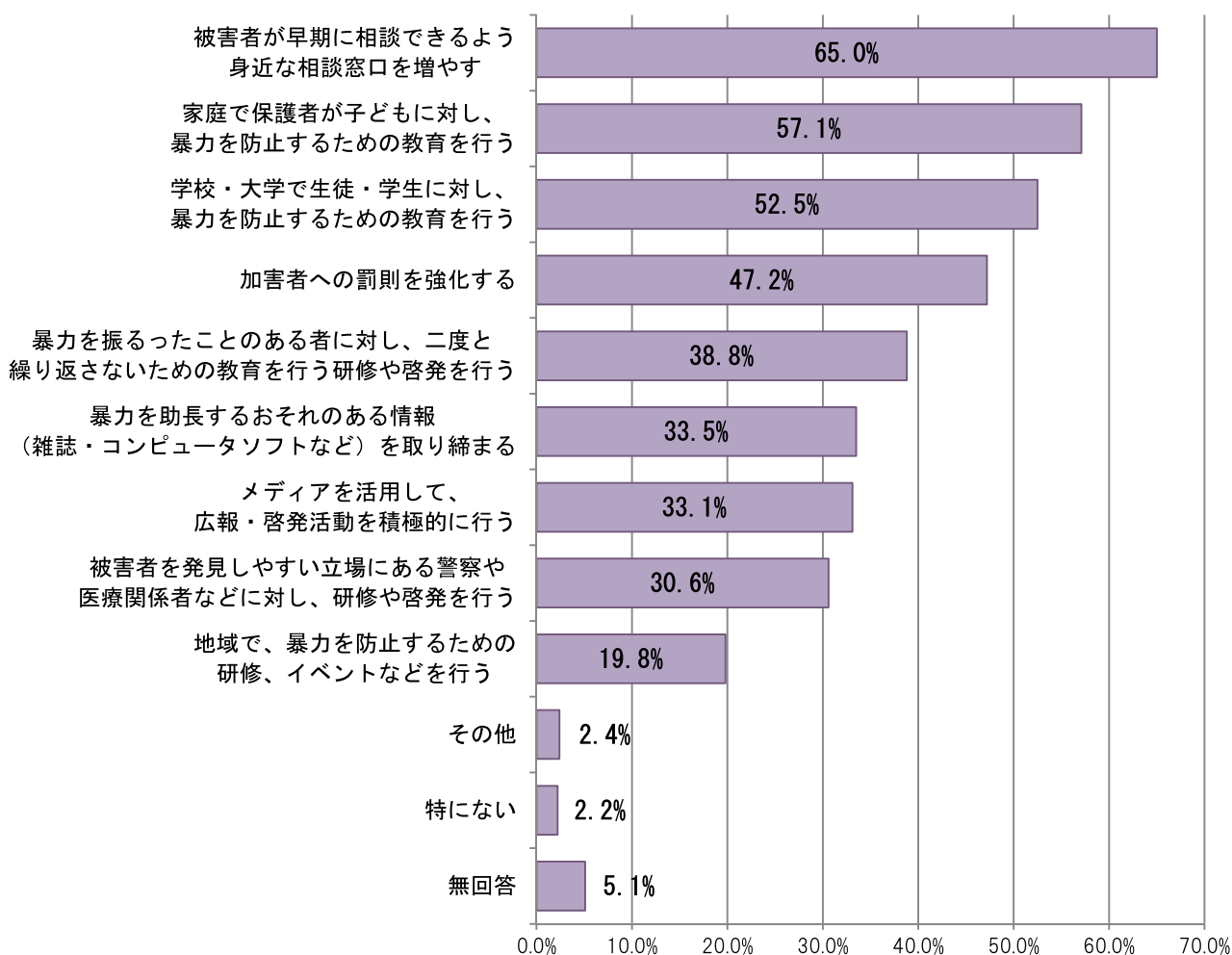
項 目	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	H22	H27	H22	H27	H22	H27
A 骨折、打ち身、切り傷などのけがをさせる	84.1	82.8	12.1	10.1	0.6	0.5
B けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	76.2	73.8	19.2	18.3	1.0	1.0
C なぐるふりをして、脅す	60.5	59.0	31.0	28.4	4.6	5.1
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	59.4	59.6	33.0	29.7	3.5	3.2
E いやがっているのに性的な行為を強要する	69.2	69.4	24.0	20.5	2.7	3.0
F 避妊に協力しない	50.9	51.7	33.5	30.2	10.7	9.3
G 何をいっても長期間無視し続ける	48.7	49.3	37.1	34.4	9.9	9.0
H 交友関係や電話を細かく監視する	42.0	43.6	42.5	38.4	11.5	10.3
I 大声で怒鳴る、罵る	58.9	59.5	32.8	29.9	4.8	3.7

資料：県民生活・男女参画課「平成22年度、平成27年度県民意識・実態調査」

#### (4) 暴力を防止するために必要だと思うこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、続いて、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性を指摘する回答が多くなっています。〈図1 1〉

【図1 1：男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

#### (5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況

平成19年の法改正により、市町村においてもDV防止計画の策定が努力義務とされました。県内市町村においては、平成24年度末ではDV防止計画を策定していたのは2市町村のみであったため、第3次計画では平成30年度末の目標を9市町村としていましたが、平成29年度末現在では20市町村が策定済です。